

させていただいて、やはり私たちももっともっと状況というものをこの目で見たり、聞いたり、さわったりして把握するというのも大事な作業なのかなと、そんなように今思った次第で、さっき建設課長からもどんどんご指摘くださいということでありますので、少し馬力をかけてさまざまところを見て、そして提言していきたいなど、そんなように思っております。

きょうはきっちりして前向きな答弁をいただきまして、感謝を申し上げて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○小関勝助議長 ここで暫時休憩いたします。再開は3時15分といたします。

午後 2時54分 休憩

午後 3時15分 再開

○小関勝助議長 休憩前に復し、一般質問を続行いたします。

高橋孝夫議員の質問

○小関勝助議長 次に、順位5番、議席番号14番、高橋孝夫議員。

(14番高橋孝夫議員登壇)

○14番 高橋孝夫議員 私は、市民生活の向上を願いながら一般質問を行います。通告しております2点について質問申し上げますので、それぞれ明快な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

私は、この12月定例会は、既に振興審議会から答申が出され、各地区で説明会が終了して策定の最終段階に入っている第5次長井市総合計画についてぜひ議論をしたいと考えておりまし

たけれども、不勉強もありまして取り組むことができませんでした。企画調整課長からは、来年1月に議会との意見交換の場を考えているというお話を伺いましたので、今回は疑問を感じている2点について、第5次総合計画での方向性や考え方についても議論をさせていただきたいと考えた次第です。よろしく願いをいたします。

質問の第1は、文教の杜の指定管理者のあり方についてです。12月定例会に、議案第86号長井市一般会計補正予算第7号が上程をされています。その中で2つの債務負担行為の補正が提案をされています。一つは文教の杜指定管理料で、平成25年度から28年度までの指定管理料限度額4,540万1,000円、具体的には、文教の杜が平成26年度から3期目の指定管理に入るためのもので、26年度は1,501万5,000円、27年度は1,514万8,000円、28年度が1,523万8,000円とするものです。二つは、市民文化会館指定管理料で、平成25年度から28年度までの指定管理料限度額1億2,764万4,000円、市民文化会館が26年度から2期目の指定管理に入るためのもので、26年度4,214万6,000円、27年度4,256万7,000円、28年度4,293万1,000円とするものです。

平成26年度からの指定管理者の更新は、ほかにパークゴルフ場の指定管理がありますが、パークゴルフ場については最初の指定管理に入る年度以外は指定管理料が計上されていないことから、今回の債務負担行為の補正には計上されていないということです。これらの指定管理の更新の中で、文教の杜の指定管理について、私は納得できないのを感じます。よって、以下、質問をさせていただきたいと思っております。

第1点は、これまでの指定管理状況はどうだったのかについて教育長に伺います。

私は、長井市における指定管理第1号である文教の杜の指定管理については、当初から疑問を持っておりまして、6年前の議案にも反対を

いたしました。結果的には賛成多数で指定管理者制度が導入をされ、3年前には2期目の更新がなされ、今日を迎えているわけです。指定管理者制度導入当初からかなり窮屈な指定管理料の設定が続き、ましてや最初の指定管理であり、さまざまな戸惑いなどがあつたのではないかと考えられること、そして、当初は丸大扇屋と長沼孝三彫塑館だけの管理運営から小桜館まで範囲が拡大したことなど、幾つかの変化もありました。少ない人数で管理運営を担っていくことの大変さ、経験したことのない事態への戸惑い、想定もしていなかった落雪などの被害と加害への対応など、決して安穏な管理運営ではなかったと私は記憶をしています。そういった中であつても、これまで懸命に取り組んでこられ、努力を重ねられてきたと私は感じています。特に、文教の杜を訪れる方々に対する案内などは気配りが感じられ、細心の注意を払って、手入れ管理などに当たってこられたことに、頭が下がる思いです。

決して順風満帆ではない中で、文教の杜の指定管理状況はどのようにこの間、展開をされてきたのか、教育委員会としてはどう捉えているのか、率直な実態をお聞かせをいただきたいと幸いです。

第2点は、評価で指摘をされている内容は何を意味しているのかについて、教育長に伺います。

「指定管理者事業評価について」という資料をいただきました。平成23年度から今日までの指定管理実績に基づく指定管理者評価シートが記載をされているもので、平成18年1月に策定をされた指定管理者制度に係る基本方針の指定手続等に関する基本事項の(8)でいう「指定管理者の継続的評価」にあたるものだと思いますし、「指定管理者制度の導入手続きに関するガイドライン」でいう「指定管理者の指定期間満了前後の手続き」における「指定管理者の指

定管理機関における事業評価」ということになると思います。

この評価の中には、所管課としての評価に関する考えが示されています。その中で、大事な課題を含んでいるのではないかと感じた指摘内容について、その意味するところを明らかにしていただきたいと幸いです。

一つは、「施設の維持管理に関すること」の項で触れている「建物や施設の安全管理や維持管理費用については、設置者としての責任を果たしていく必要があると考えられる」という記述についてです。

通常、指定管理による施設管理に当たっては、指定管理者と市の責任分担は、主なりスクの負担区分を前提とし、それ以外は別途協議をしていくとされていると理解をしています。実際はそうではなかったということになるのかどうか釈然としません。設置者として市が責任を果たしていない事案がどのようなものなのか、今後、どういう方法で責任を果たしていこうと考えておられるのか、明確にしていきたいと幸いです。

二つは、「安定的な運営に関すること」の項で触れている「平成25年4月には一般財団法人となったが、正職員は事務局長だけという体制であり、県指定の建造物、市指定の建造物・有形文化財、その他にも貴重な資料を管理し、活用していく体制としては不十分である。こうした状況の中であつて、運営に当たってきた指定管理者の努力は評価したい」という記述の意味についてです。

私は、この記述は、大きな問題と課題を含んでいるのではないかと感じます。私の感じた率直な疑問は、一般財団とはいっても正職員は事務局長だけという団体に、県指定の建造物、市指定の建造物、有形文化財、そのほかにも貴重な資料を有している施設の維持管理を任せることができるとのことです。所管課の評価

に関する考えの最後では、「不十分な体制であっても、運営に当たってきた指定管理者の努力は評価したい」と結んでいます。これは不思議な表現と言わざるを得ません。不十分な体制であることを承知しておきながら、貴重な資料を有する県や市指定の建造物・有形文化財の維持管理を委ねてきたことこそ、設置者の責任を果たしていないことのあらわれではないでしょうか。言いかえれば、指定管理者として担うことができる体制と能力、さらに運営管理に必要なノウハウを備え持った団体、組織であったのかどうかのチェックと判断が問われるのではないかと、私は感じます。

特に、長井市では最初の指定管理者による施設の運営管理という当時の提案は、指定管理者制度導入という実績づくりとも思える考え方が先行する余り、指定管理者として担うことができる組織なのかどうかを含めた判断が甘かったのではないかと、私は感じます。指定管理者の努力は評価したいというような考えではなく、今後、どうして指定管理団体としてふさわしい体制を持った組織としていくのかを考え、早急に着手することこそ必要なことではないでしょうか。教育委員会として、当該団体の努力を評価するばかりでなく、これまで放置してきた怠慢をわびること、具体的な対応を怠ってきたことを反省し、解決に向けた道筋を一緒になって見出すことこそ大事なことと考えますが、いかがでしょうか。教育長の見解を伺います。

三つは、「総合評価」の項の「第三者機関の総合評価」で触れられている内容です。「努力の様子が見られるが、事業運営には職員のやる気が重要であるが、職員数や人件費、研修費が適切なものであるか。また専門知識を持った職員の採用なども検討を要する課題である」という指摘についてです。

まずお聞きしたいのは、この第三者機関の位置づけについてです。先に申し上げました「指

定管理者制度の導入手続きに関するガイドライン」では、「評価は、指定管理者評価要項及び評価シートに従って、指定管理者、所管課双方での評価と庁内外の第三者機関による総合評価とし、その内容をもとに、改善点を次期指定管理者募集要項や指定管理者決定後の協定書や仕様書に活かしていくこととする」とされていることはご案内のとおりです。第三者機関は、「庁内外の」とされていますが、このたびの第三者機関は庁内のものになるのか、それとも庁外のどういう機関となるのか、機関構成なども含めてお聞かせをいただきたいと思います。

もう一つは、「職員数や人件費、研修費が適切なものであるか。また専門知識を持った職員の採用なども検討を要する課題である」とする指摘は、どこに向けた指摘なのかということの疑問です。設置者としての長井市に向けた指摘なのか、それとも指定管理者である一般財団ながい文教の杜に対する指摘なのか、明らかにしていただきたいと思います。加えて、設置者はこの指摘をどう受けとめているのか、指定管理団体である一般財団文教の杜と今後どう改善を図るための協議を進めようと構想しておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

第3点は、長井市が、どのような施設としていくのか、どう利活用を図るのか方向を明示する時期にあると思うがどうかについて、市長に伺います。

先ほど来申し上げている評価には、最後の所管課の意見として次のように触れています。

「指定管理者制度を導入して2期目を終えるが、長井市として文教の杜に対する方針とビジョンを明確にし、維持管理費や事業の実施体制を確保する責任を果たしていく必要があると感じる」という記述です。私はこの指摘は大事な視点だと感じました。長井市第5次総合計画策定づくりが進んでいますが、議会に示されている基本構想案や基本計画案には、随所に「長井の

心」という言葉が出てきています。基本構想では、4つの目指すまちづくりの方向の一つに、「命を育み、「長井の心」を未来につなぐまち」と位置づけています。そして、「「長井の心」の理念を継承しながら、長井で育つ子供たちがふるさとに誇りと愛着を持ち、世界でも活躍できる人となることを目指して、教育環境を充実させていきます」という内容でまとめておりますし、8つあるまちづくりの基本目標では、基本目標の2、未来を担う心豊かな子どもが育つまちづくりの中で「学校教育においては、これまで大切に取り組んできた「長井の心」の考え方を継承し、郷土の自然や文化、地域の人々との豊かな関わりを大事にした教育によって、長井の子供たちがふるさとに誇りと愛着を持ち、世界でも活躍できる人として成長できる社会を作っていきます」と触れています。

基本計画では、学校教育ばかりでなく、生涯学習分野でも芸術文化分野でも文化財保護の分野でも長井の心が持つ意味を引用されています。この長井の心の発信地が文教の杜であることは言うまでもありません。長井市にとって、まちづくりの大きな指針やよりどころとなっている発信地を生かすビジョンを明らかにし、いかにまちづくりに生かしていくのかという方向性を明確にしなが、整備や運営の方法を指し示すことは本当に大事なことと考えます。長井市における文化の位置づけは、この間、疎んじられてきたと感じるのは私だけでしょうか。見た目が派手で、経済刺激策の即効性のある公共事業を優先し、あげく、財政難に陥落すれば、本当に必要な維持管理経費までも削減するといったことを繰り返してきたのではないかと考えさせられます。

しかし、そういった状態ではあっても、しっかりと地域の文化や伝承などを大切に守り続けてきたところには、後日必ず人は心のよりどころを求めてやってくるし、伝統などを守り続け

てきたことには相応の評価が与えられてきたと私は思います。文化をないがしろにしてはならないし、長井市の大事なものとして位置づけをきちんと守り続けることが求められてくるのだと感じます。長井の心の原点がある文教の杜を含めた文化施策の方向性を示すための取り組みを充実させる時期と考えますが、どうでしょうか。市長の見解を伺います。

第4点は、行政の措置に左右される組織が指定管理団体となり得るのかの検証と、基本に戻って見直す必要があるのではないかについて、市長に伺います。

私は、これまで申し上げてきたように、これまでの文教の杜の指定管理のあり方には問題が多いと感じています。特に、指定管理団体である一般財団ながい文教の杜は、その発足からして行政ベースで主導されてきており、管理委託の時代も指定管理者となってからも行政の都合で方向が決まるというのが実情ではなかったかと感じています。同時に、この団体組織は、独自の財源を持ち、自前で職員採用ができ、体制充実を図ることができるという組織でもないこととはご案内のとおりです。行政が負担する指定管理料の範囲で運営し続けてきたというのが実態だと思います。だとするならば、私は指定管理を続ける意義はないのではないかと考えます。

「地方財政論」という本の用語解説によれば、「指定管理者制度は、地方自治体の公の施設の管理運営を自治体の指定する団体に委ねる制度。公共サービスの質の向上や行政コストの削減がその主な目的とされており、同時に経済の活性化や行政組織の簡素化といった波及効果も期待されている。しかし、医療、教育、文化など、本来なら地方自治体が直接その公的責任を負わなければならない施設までもが制度の対象となっているなどの問題点も指摘されている」とされています。

長井市の場合は、指定管理者とする団体や組

織の位置づけが不明確であり、同時に手っ取り早く実績を上げるために、管理委託をしていた団体や組織を指定管理者として非公募で進めてきたことに問題があると感じます。そうではなく、本来の目的を踏まえた指定管理者制度とするための取り組みこそ大事だと私は考えますし、文教の杜については、一旦指定管理をやめ、文教の杜を維持運営するのにふさわしい団体組織となるまで指導育成を行うこと、それまでの間は市の直営で運営を行うことが現状でのベストな選択と私は考えます。

申し上げました第5次総合計画案では、「文教の杜の指定管理体制を見直し、文化的な資料の収集や管理、企画運営体制の充実を目指します」としています。この計画は前期計画ということになるわけですので、この計画で触れている方針を具体的に展開するためにも、申し上げました選択が必要と思いますが、いかがでしょうか。市長の見解をお聞かせいただきたいと思っています。

質問の第2は、長井市の学校給食の今後についてです。

第5次総合計画案では、基本目標別個別施策の施策2の②、学校教育分野で、学校給食調理場について、以下の方向性が示されています。主要事業の目標は、「安全・安心・おいしい給食」を提供し、地産地消と食育を推進する」とし、「安全な食材の確保のために地場産品を使用した地産地消を推進するとともに、地域の特産物を知り、地元へ愛着を持つ子供の育成に努めます」、そして「施設の老朽化が進んでいることから、新たな給食センターの整備に向けて検討していきます」とされ、主要事業の成果指標としては、年1回以上のまるごと長井給食の実施を上げています。私は、「安全・安心・おいしい給食」を提供し、地産地消と食育を推進する」という主要事業の目標には大賛成です。そこで、以下、お伺いをいたします。

第1点は、学校給食における県産農産物の利用状況はどうなっているのかについて、教育長に伺います。

私は、10月末に開催をされました学習会に参加したときの資料で、「学校給食における県産農産物の利用状況調査について」という山形県農林水産部新農業推進課と山形県教育庁スポーツ保険課が行った調査資料をいただきました。これは、平成23年度版ということで一昨年のものですが、この市町村別の県産農産物利用状況を見て驚かされたところです。

調査内容は、野菜、果物、生肉の3種類の県産農産物の使用割合を4段階であらわしたもので、使用割合が50%以上、30%から50%まで、20%から30%まで、そして20%未満に分類したものです。この調査での長井市の位置は、野菜、果物についてはともに20%未満にランクされており、生肉だけは30%から50%に位置づけられておりました。県内35市町村のうち、野菜の使用割合が20%未満の市町村は6市町村であり、果物の使用割合が20%未満の市町村は7市町村ということであって、長井市はいずれもそのうちの1自治体ということになるわけです。私は、レインボープランの理念を生かすまちづくりを標榜している長井市の学校給食における県産農産物の使用割合がこんなに低いレベルにあるとは予想しておりませんでしたので、ちょっとがっかりしたところです。

そこで、教育長に伺いますが、私が今申し上げた数値は平成23年度の調査資料の結果でありますけれど、24年度はどのようになっているのか、そして、20%未満という概略的な数値ではなく、具体的な使用割合がどうなっているのか、同時に、県内35市町村の中で何番目ぐらいに位置しているのか、お聞かせをいただきたいと思っています。あわせて、教育委員会としては、この調査結果をどう受けとめているのか、改善策などがありましたら、お聞かせをいただきたいと

思います。

第2点は、食育、地産地消を進める施策はについて、市長に伺います。学校給食における県産農産物の利用状況については、申し上げましたような状況になっているようです。この状況を踏まえて、今後第5次総合計画の前期計画で記載している「地産地消と食育を推進する」という目標をどう達成していくのかが問われることになると思います。成果指標として掲げているまると長井給食年1回以上とする指標のほかに、具体策を上げていく必要があると思われそうですがどうでしょうか。具体策があればお聞かせをいただきたいと思います。

私は、県がこの調査で同時に示している県内35市町村ごとに展開をしている県産農産物利用に対する取り組みと県産農産物利用の際の教育的配慮、そして、県産農産物利用による効果から学んでいくことも重要なことと考えますが、いかがでしょうか。考え方をお聞かせいただきたいと思います。また、私は、第5次総合計画で示している関連する個別計画の中に長井市食育計画を加える必要があると考えますが、どうでしょうか。見解をお伺いしたいと思います。

第3は、現状の調理場方式を見直し、方向性を示す時期と考えるがどうかについて、市長に伺います。

私はこれまでも長井小学校と南北両中学校は給食センター方式とし、他の小学校については自校給食方式とすること、その際、可能な限り児童センターの園児給食も一緒にできないか検討する必要があるし、給食センター方式から自校給食方式にかえることが地産地消を具体的に推進することができる方策と申し上げてまいりました。県産農産物の利用調査を見ても、このことは明らかになっています。

第5次総合計画の前期計画では、「新たな給食センターの整備に向けて検討していきます」としていますが、自校給食という選択肢も一緒

に検討していくことが求められていると私は考えます。効率性やコストだけを追い求める時代ではなく、まさに心の豊かさが尊重され見直される時代への転換が求められてくると私は思います。地域の特産物を知り、地元に着愛を持つ子供の育成に努めるとする方針を具体化するためにも、センター方式から自校給食方式への転換は不可欠と考えますが、いかがでしょうか。市長の見解をお聞かせをいただき、壇上からの質問を終わります。ご清聴、ありがとうございました。（拍手）

○小関勝助議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 高橋孝夫議員のご質問にお答えいたします。

議員からは、大きく2点いただきましたけれども、そのうち、まず最初に文教の杜の指定管理者のあり方について、(3)、(4)についてまずお答えをさせていただきたいと思います。

高橋孝夫議員からは、長井市が文教の杜をどういう施設っていいですか、どういうエリアとして考えていくのか、そして、その文教の杜をどのように利活用していくのかと、方向性を明示する時期にあると思うがどうかということですが、これは私もおっしゃるとおりだと思います。なかなかこの文教の杜の指定管理者を実施したときは、いわゆる集中改革プランに基づいて指定管理者ということを行わざるを得なかったと、自分としてはその当時はいたし方なかったというふうに思いますが、しかし、議員からもご指摘ありましたように、管理運営費も含めた指定管理料のあり方がむしろ指定管理者ということで、その指定管理者を受けていただいた文教の杜のさまざまないろんな機能、持ってる力を生かした運営というよりは、むしろコストを下げるための部分がメインであったのではないかなというふうに反省しております。

第5次総合計画の中では、まず第1が3つの戦略のうち一番の柱が元気な人づくり戦略と

ということで、今、策定を検討してるわけですが、答申いただいた中身を見せていただきますと、私思うに、元気な人づくりっていうのは当然、健康、医療、介護とか福祉とか、そういった肉体的なものの元気ということが一つあるわけですが、もう一つの元気なものっていうのは、例えば単に体をつくるためのスポーツというよりも健全な精神っていいですか、それと、そのためのスポーツであったり、文化、芸術である生きがいくつありたいですか、そういったものも大きな要素だと思っております。そういった意味では、実は非常に大きな、これからは文化、芸術というのは長井市の施策の柱としていよいよ力を入れていかなければならないと思っております。

ただ、この文教の杜の、どういうふうにして組織を充実させるかというふう考えた場合に、今の文教の杜っていうのは設立はしたものの、本来の目的、財団設立の趣旨、目的に沿ったものからは随分外れてしまったのかなと、そこは人の体制であったり、あるいは今度は一般財団法人にならざるを得なかったわけですが、一般財団法人になったということは、公益事業もやりますが、収益事業も行いながらさまざまな創意工夫によって財団をより維持発展させていくという使命もあるわけですが、その部分が文教の杜の将来像と同時に財団もどうするかというあたりを、ここは市長として、教育委員会に少しお任せし過ぎたのかなというふうに反省しております。今後、第5次総合計画の中で組み込むのは難しいと思いますが、前期計画、あるいは毎年ローリングしてまいりますので、第5次総合計画の前期計画の中でローリングしながら、修正をしていかなきゃいけないだろうというふうに思っております。

時間もございませんので、急いで簡潔に答弁をさせていただきたいと思いますが、文教の杜将来構想検討懇談会と、これは色摩武愛委員長

から平成23年4月に提出された提言書で、文教の杜を長井の心の発信拠点、長井の文化活動を象徴する場所として、長井の歴史、文化、市民性を感じてもらえる拠点としてまちなかの活性化にもつなげていくべきであるというふうにうたっていました。これは高橋議員おっしゃっていることと同じであり、大変ありがたいご提言だと思っております。

既に丸大扇屋は長井市を代表する観光施設としても認知されていますが、9月議会で堀越代表監査からも意見もありましたように、長沼孝三先生の偉業に対する取り組みは、必ずしも十分ではなかった感があります。財団側では、次年度から長沼孝三先生に続く芸術家を育てることを目指して、ワークショップ事業を展開したいと考えております。こうした意欲的な取り組みによって、新たな局面が広がることを期待しております。

またこの秋、市民グループによりまして、丸大扇屋、小桜館、そして周辺エリア、この中にはまちづくりNPOセンターの施設等々なども協力いただいて、芸術作品でネットワークするまちめぐり美術館という事業が実施されました。これ1カ月にわたって行っていただいたんですが、文教の杜構想検討懇談会で提言された方向でもあり、見る人に感動を与え、まちの活性化にもつなげていく可能性を示すすばらしい試みだったと感じております。高橋議員のご意見のとおり、長井の心の原点である文教の杜を拠点として、市民が幸せを実感できながら、生き生きと暮らす魅力あるまちづくりをつくるための施策を着実にしっかりと展開していきたいと考えております。

なお、そういった全体像等々、あと財団のあり方については、教育委員会としっかりと意見交換をしながら、まだ方向性も私自身もよく理解しておりませんし、財団の意思あるいは教育委員会がどう考えてるかということについて、

やはり方向性を示さなければならないと思っております。

ハードの部分で非常に難しいと思ってるのは、市民文化会館をどういうふうな整備手法で行っていくのかということと、文教の杜については、いわゆる市民の皆様への展示施設であったり、あるいは美術館的な機能を非常に求めていらっしゃる方が多いと。あとは長井市でもいろんな美術品を寄贈いただいておりますが、そういったものの保存とか管理が十分でないということから、それらの施設も必要だろうということで、これらをどうするかということが実は整備手法も含めて、これはもう示していかなくちゃいけない時期に来てると思っています。

次に、行政の措置に左右される組織が指定管理者団体となり得るかの検証と、基本に戻って見直す必要があるのではないかという点でございます。

財団は、長沼孝三先生の思いを共有し、文教の杜を育てていこうとして設立されたものでございます。そして、2期にわたって指定管理業務を担っていただいた団体でもあります。しかしながら、これまでの行財政改革の流れもあり、運営体制に十分な支援ができずに今日に至ったのではないかと、反省しなくちゃいけないと思っております。

芸術や文化は範囲が広く、ある程度専門的な知識や素養が必要でありますし、継続的な取り組みが必要な要素が強いものと考えております。こうした分野を支える職員を市役所内に配置するよりも、指定管理者側に置くことのメリットのほうが大きいと思われ、指定管理者制度を導入するという当時の判断は正しかったというふうに思います。しかしながら、ここ数年、財団の協力者が急逝されたりという状況もあって、体制の整備は待たなしたというふうに思います。

今回の補正予算案では、人件費の増額を含め

た額で債務負担を提案させていただきました。また、高橋議員ご指摘の市の職員による直営化は難しい状況にありますが、26年度の当初予算では、その直営化でもなくて、例えば地域おこし協力隊事業などでそういったやる気のある人材などを募集したいと。企画運営に対する人的支援を実現したいと考えてます。優秀な人材を確保し、さきに申しあげましたような文教の杜が進むべき将来方向を形にしていきたいと考えております。

したがって、運営は一般財団法人に指定管理者だからといって全てお任せするのではなくて、やはり教育委員会全体、市全体で体制が整うまで、あるいはこれからの文教の杜の方向性を定めるまでは、一緒になってこの危機的状況を乗り越えていきたいというふうに思います。やはり一般財団になった文教の杜を指定管理者から外してしまいますと、文教の杜そのもの、財団法人そのものが非常に厳しい状況になるのではないかと思っておりますので、まず、当面、来年度、一、二年はそういった形で方向性を見てまいりたいと、検討してまいりたいと思います。

次に、2点目の長井市の学校給食の今後についてでございます。

これについては、教育長のほうからも答弁があるわけですが、まず一つ、食育、地産地消を進める施策ということでございますけれども、議員からは食育計画などもこれきちっと反映させるべきだと。残念ながら、第5次総合計画の中では、具体的な食育計画の中身がまだ策定されておりませんので、それが十分に反映されたとは言いがたいのですが、毎年、前期計画をローリングします、1年ごとに。その中にしっかりと組み入れたいと思います。

ほかの県内の市町村から比べて、地産地消の率が学校給食においても低いんじゃないかというご指摘でございますが、これは、例えば農林課のほうでもレインボープランの、レインボー

の里からという、少し認証を違うラベル、違う基準のものを設けたり、あるいは地産地消を進めるために直売所、菜なポートなどを設けまして、農協さんの直売所、あるいは伊佐沢の皆さんの直売所、ほかにも直売所あるわけですが、そういったことで随分野菜、畑作に対する生産というのはふえたんですが、圧倒的に長井は残念ながら食材がそろわないと。それは、高橋議員がご指摘のとおり、センター化してるってことで2,500食というような課題もありますけれども、そればかりじゃなくて、やはりそろわない、そろえられないというのが大きな問題だと思います。もうそれだけの生産量がないということでもあります。

したがって、今後は、農林課はじめ、地場産業振興センターとかそういった直売所、JA等々と連携を図りながら、地産地消の向上に努めてまいりたいというふうに思います。

時間がありませんので、できるだけ簡潔にさせていただきますために、少し抜けてる部分がございますら、後ほどご指摘いただきたいと思えます。

現状の調理方式を見直し、方向性を示す時期と考えるがどうかと、いわゆるセンター方式ではなくて、自校給食等も含めた体制をとということではありますが、これについては、長井市の、例えば今、学校給食調理場をどうするかと、もう既に50年近くなるわけですから、これも今後建てかえるにしても、その前に根本的に学校給食をどうするかということを考えていかなきゃいけないと思えます。

その中で、メリット、デメリットっていうのがございまして、まず一つ、一般的に自校給食、センター方式、親子方式の3つの方法があるというふうに考えられるわけですが、自校方式がセンター方式にまさる点っていうのは、給食の温かさとか給食調理員の調理の意欲であったり、児童生徒の食への感謝の気持ちの喚起などがあ

ると思えます。また、センター方式は、配送が必要なために、食事の、実際子供たちが食べるまでに時間経過によって、食中毒発生の可能性も上昇するわけです。そういった懸念があると思えます。

センター方式がまさる点は、施設整備費の抑制、それから、それ以上に運営経費の抑制効果、管理衛生面の充実、あとはなかなか自校給食ではできないアレルギー食への対応、アレルギーの子供が実にふえてまして、こないだも首都圏下で、アレルギーの子供が食べてはいけないものを食べて死んでしまったというような痛ましい事故などもありますので、そういったところが自校給食では十分にできないだろうというふうに考えられます。

これらの項目の中で、給食の温かさ、食中毒発生の可能性の上昇については、配送器具や方法の工夫等により大きな差は生じないと考えておりますが、給食調理員の調理意欲、児童生徒の食への感謝の気持ちの喚起については、調理員と児童生徒に係る精神的な要素ではありますが、調理員に関しては職場等での話し合い、児童生徒に関してはセンターの見学会や食育の機会の充実など推進することによって改善できると考えております。

地域の特産物を知り、地元へ愛着を持つ子供、心豊かな子供の育成についても、調理場だよりの「いのち」による広報活動を継続しながら、学校と栄養教諭とが連携して食育を進める中で実現してまいりたいと考えます。また、人口減少に伴う児童生徒数の減少も考えられますので、学校給食の提供に当たってはまだ検討の余地があると思えますが、このままでいくと、センター方式をせざるを得ないんじゃないかと。

一つは、今、求められているのが、来年は学校給食共同調理場運営協議会っていう学校側とPTAとで組織しているのがあるんですが、食材等が値上がりしまして、給食費を値上げをせざ

るを得ないような状況になっております。市としては、調理業務についての部分については市で負担してるわけですが、あと運送と委託はですね。食材の部分についてはご負担していただいています。それが相当程度値上げをせざるを得ないだろうと。消費税のアップもあるんですけども、そういったところを何とか自校給食によって、確かにいいメリットの部分もたくさんあるんですけども、自校給食にしますと、例えば、さきに高橋議員がご指摘のとおり、地産地消の部分ですね。全体の2,500分の野菜は無理だけでも、例えば、長井小学校の分であったり、きょうは、あしたは南中の分、あさっては北中と。で、その次は西根と致芳小学校の分と、そういうふうに分割してできることがあるかと思いますので、そういったところをぜひ生かしながらできる方式があるんでしょうけども、やはり、むしろ食材の部分についても支援していったほうがいいんじゃないかと。例えば、米については長井産の米を、全て長井市でもって子供たちに委託炊飯の部分も含めて提供する。あるいは、食材については、牛肉であったり地元の野菜であったり、果物については市で負担するとかして給食費を下げていくというところに、力を入れたほうがいいんじゃないかなというふうに考えてるところでございます。

私のほうからは以上です。

○小関勝助議長 加藤芳秀教育長。

○加藤芳秀教育長 高橋孝夫議員のご質問にお答えいたします。

初めに、文教の杜の指定管理状況、これまでの状況はどうだったのかについて申し上げます。

指定管理に当たっては、3カ年間の基本協定を締結して、各年度の事業計画案を提出してもらい、そして、年度協定を締結しております。文教の杜の指定管理業務は、大きくは指定管理と使用受け付け等を行う施設運営、そして企画事業の実施に区分することができます。施設の

管理については、県や市の指定文化財である建造物であることから、本当に丁寧に心を込めて手入れをしていただいておりますし、破損等のないように使用者にお願いをしていただいております。また、ことしの強風でしゅくいが崩れ落ちるなど、突発的な災害が起きた場合に、安全対策にも適切に対応していただいております。お客様に迷惑かけないという形をとっていただいております。特に丸大扇屋などでの案内業務については、議員がおっしゃいましたとおり、お客様にも好感をもって受けとめていただいております。

企画事業についても、事業計画案として出されている事業について着実に実施していただいておりますし、当初計画に加えた事業展開も実施されております。例えば、24年度の池田月潭日本画展では研究者の講演会を開催されましたし、村山秀雄コレクション展に合わせて、縁故者のサロンコンサートを開催などしていただいております。また、おきたま雛回廊参加企画として開催した手づくりおひなさま展は、当初にはなかった事業でございます。特に、今期は、語り部の会やお花の華道界などの協力関係が形となって、また手づくりおひなさま展などの自主事業の取り組みによって今後につながるものが生まれつつあると期待しております。このように、事業についても努力していただいている、そんなふうにとめております。

2点目の評価で指摘されている内容は何を示しているのか、安全管理、維持管理費に係る設置者責任についてお答えします。

リスク部分については、議員のご指摘のとおり、基本協定において管理物件の修繕のうち、5万円以上の金額となるものは市の責任で処理することとしております。また、施設管理については、今年度、東側の板塀の修繕工事の予算化を補正で認めていただいたほか、小桜館ホルの床修繕なども実施することができ、施設の

安全管理上、緊急を要する箇所の修繕を行うことができました。ご指摘の記述については、今後ともという意味を含めたものをご理解をいただきたいと思っております。

管理者から今後改善を要すると指摘されているものには、彫塑館の屋根塗装工事があります。そのほか、丸大扇屋の雨どい、さらに近い将来にはかやの吹替工事なども念頭に置かなければなりません。県の指定文化財部分については、県と協議をしながら、適切な時期に対応していく必要があると考えております。

維持管理費としては、小桜館入り口部分の融雪装置や除湿器の設置などにより光熱水費が増加しつつある状況があります。また、コピー機も白黒であり、古い機種であるなどの状況がございます。設置者として、今後とも管理者からの情報を常に把握し、指定管理料、あるいは市の予算の中で計画的に改善していくよう、努めていかなければならないというふうに考えております。

次に、安定的な運営に関する所管課の考え方についてお答え申し上げます。記述の趣旨は、指定管理料の制約があり、人的体制が必ずしも十分とは言えない状況の中で、財団職員が建造物を含めた管理と事業運営を果たしていただいていることを評価し、その努力をありがたく受けとめているものでございます。逆に、文教の杜の開設以来、業務にかかわってきた団体であったからこそ対応していただけたのではないかというふうにも思います。これまでの指定管理体制は、文教の杜の運営を牽引してきた人材の存在を前提としてイメージしていた感もあります。今後は、市長がさきに述べられた文教の杜の目指す姿に向けて、専門性と継続性といった指定管理のメリットを生かすためにはどのような枠組みをつくるべきか、考えていかなければならないと思っております。この後、次年度以降の事業構想などを財団と一緒に進めていきな

がら、今後の道筋を見出していきたいというふうに考えております。

第三者機関についての質問にお答えします。今回の第三者機関の評価は、社会教育委員会、山口康夫先生ほか11名からいただいたものでございます。社会教育に関係し、知識、経験を有し、また公募の委員もおられまして、一般市民の感覚も踏まえたご意見をいただける機関であると考えたところでございます。

それから、職員数、人件費、専門職員を危惧する職員採用の指摘の部分については、市に向けられたものというふうに受けとめております。この指摘に関する改善策としては、先ほど市長答弁にもございましたように、芸術、文化による地域おこし協力隊といった事業の導入を検討するなどして、人的支援の充実を検討してまいりたいと考えております。

次に、学校給食における県産農産物の利用状況ということについてお答えします。県で実施している学校給食における県産農産物の利用状況調査の長井市の状況でございますが、23年度については、県産品の野菜の購入率は10.53%、果物は6.78%、生肉は42.25%で、これらの平均は16.23%でございました。一方、24年度は、野菜が20.21%、果物は32.00%、生肉は53.52%で、平均は27.48%と全体的に伸びが見られました。今後も購入率が伸びるよう努力してまいります。

なお、県内市町村での順位については、議員お持ちのレベルのものしか県で公表されておりませんので、持ち合わせておりませんのでご承知、ご了承いただきたいと思います。

県の調査は、その月の第2週目というように、指定した1週間分をサンプリングして、12カ月分を積み重ねる調査方式となっております。対象品目は、野菜が14品目、果物は8品目、肉は3品目に絞った調査となっております。

また、これとは別に、24年度の調理場の県の

生産農産物の全品目の年間総購入率を計算してみると、米についてはレインボー米を使用していることから100%、野菜は23.8%、豆類が16.68%、果物は23.14%、肉は45.62%となっており、これらの平均は42.55%となっております。学校給食における地場産農産物の利用拡大策としては、まるごと長井給食の実施や、毎月、原則19日を地産地消の日として予定献立表にも明記して、地場産青果物をより多く使用したメニューを提供しているところでございます。また、議会の皆様のご理解により、レインボー認証米長井産つや姫を、年2回であります。提供することもできたところでございます。来年度に向けて、さらに多くの地場産のものを使用できるように検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○小関勝助議長 14番、高橋孝夫議員。

○14番 高橋孝夫議員 それぞれ答弁をいただきました。ありがとうございました。

ちょっと市長にお伺いをしますけれど、文教の杜の関係で、今のまんま指定管理をして教育委員会も主務もだけど、その体制の充実のため頑張っていくっておっしゃったけども、それじゃ指定管理者にならないじゃないですか。何のために指定管理者にするんですか。私はそういうことはおかしいと思いますね。

で、この第三者機関が職員数とかいろんなことを言う、市に対するものって今、教育長の答弁ありましたけれど、わかっているから、だから、わかっているから市に対するものだろうっていうふうに言うわけです。というのは、あの団体そのものが独自でいろんなことをする、そういう状況ではないからっていうことをおっしゃっているんだと、暗にね。だから、市が本当にちゃんとかかわってやっていかないとだめなんだってことの裏返しなんだと思うんですよ。だから、私は指定管理は今回もやめて、団体育成も含めてやってはどうかというふうに申し上げている

んですが、そこはどうでしょうか。再度お聞かせをいただきたいと思います。

それと、今、県産農産物の話を言われましたけれど、私は35市町村がいろんなことやってるんです。山形市もセンター方式ですけど、委託栽培やってるんです、農家と。そういう方式だって私はありだと思ひ、栄養士と学校でっていう学校給食のあり方やってるところ、いっぱいあるんです。そういうところを学んでもらいたいというふうに私申し上げてるんで、そこだけ2つだけ、最後にお聞かせいただきたい。

○小関勝助議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 文教の杜の指定管理者につきましては、今議会でも提案しておりますし、まず今の段階でそれを撤回するというわけにもいきませんし、課題として改めて、私の認識不足って反省しなきゃいけないんですが、高橋議員からのご指摘はごもっともな部分が多いということで、今後どうするかについてはやはり来年度以降、しっかりと文教の杜のほうとも話したいですし、第三者機関の皆様の声などもお聞きしたいと。あと、教育委員会そのものがどうなのかということで、具体的に話も私も聞いておりませんので、そういったことを重ねながら指定管理者制度のあり方、お任せするわけですけどね、かといって、すぐ、直営でできるかといったら、とてもとてもそんな人員体制ではありませんので、そここのところも含めて、市と、それから文教の杜もどうするかということをしていかないと、今回もちょっと時間もなくてあれなんです、学芸員もいないわけですよ。ことしは採ろうということで募集して、二次募集しております。しかし、どれぐらいの優秀な人材を確保できるかもまだわからない状況で、やはり職員でやるという、また直営に戻すのは少し検討する必要があると思いますので、今回は議案のほうも上程しておりますので、そのまま

まずさせていただきたいと。ぜひ、これからについてはいろいろ検討していかなきゃいけないと思います。

あと学校給食につきましては、ちょっと私も……。

○小関勝助議長 時間が来ていますので。

○内谷重治市長 これも勉強不足でございますので、ぜひ現場のほうとも教育委員会ともお話ししながら、自給率を高めるやり方を学ばなきゃいけないというふうに思います。以上です。

○14番 高橋孝夫議員 ありがとうございます。

散 会

○小関勝助議長 本日はこれをもって散会いたします。

再開は、明日午前10時といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 4時16分 散会